

農地制度が変わります

「農地法等の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成21年6月24日に公布されました。公布の日から起算して6カ月を超えない範囲で政令で定める日から施行されます。

耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化などによりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設などによりその有効利用を促進することを目指しています。



—これ以上の農地の減少を食い止め 農地を確保—

■違反転用に対する罰則が強化されます

- ・都道府県知事などによる行政代執行が創設されるとともに罰則が強化（罰金額の引き上げ）されます



■農用地区域からの除外が厳格化されます

- ・農用地区域内の農用地については、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合、同区域から除外できなくなります

■農地の相続は届け出が必要になります

- ・相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届け出が必要になります



—農地を貸しやすく借りやすくし 農地を最大限に利用—

■農地について所有権・利用権などの権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法律に明記されます

■農地の貸借に係る権利移動規制や税制が見直され、さらに農地が貸しやすく、借りやすくなります（貸した農地は必ず返ってきます）

- ・農業生産法人の出資制限が緩和されるほか、農業協同組合（連合会を含む）も、農地の貸借により農業経営が行えるようになります

■農地の面的集約が促進されます

- ・農地利用集積円滑化事業の創設
公的な信用力のある機関（市町村、市町村公社、農業協同組合など）が多数の農地所有者から貸し付けなどの委任を受け、農地の利用者へまとまった形で貸し付けを行う仕組みが導入されます

■遊休農地対策が強化されます

- ・農業委員会がすべての遊休農地を対象に指導・勧告を行うようになります
- ・農業者などが遊休農地がある旨を農業委員会に申し出ることができる仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置が新たに設けられます

【全国農業会議パンフレットより】